

福島市公告第190号

福島市市民センター物品移転・監理業務委託を行う 公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

福島市市民センター物品移転・監理業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和6年7月5日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

福島市市民センター物品移転・監理業務委託

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 委託料の上限額

18,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加者の資格要件は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第16号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島市の令和6年度業務委託有資格者名簿の「運送業務」に登載されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出時において福島市競争入札参加停止等取扱要綱(平成11年4月1日制定)に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)に、国、地方公共団体が発注した同種・類似の移転案件を履行した実績があること。

※本業務における同種・類似とは以下のとおり

関連業者等の作業日程調整管理業務及び新施設入退館管理業務を含む移転案件等

- (5) 商法(明治 32 年法律第 48 号)の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154

号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。

(6)地方自治法施行令(昭和 22 年制定第 16 号)第 167 条の 4 に該当しない者であること。

(7)その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(8)租税を完納していること。

3 参加手続き等

「福島市市民センター 物品移転・監理業務委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札・契約情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 業務受託候補者選定方法

「福島市市民センター 物品移転・監理業務委託候補者選定審査会」の審査において提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、優先交渉する業務受託候補者及び次点の候補者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市 財務部 管財課 担当:鈴木、安田

TEL:024-535-1140

FAX:024-536-1876